

# 報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

取扱業務種別(事件名)	報酬額(円) (簡易事件 ~ 複雑高度事件)	標準額(円)
農振法:除外認可申請	21,000 ~ 42,000	31,500
農地法:4・5条転用届出	21,000 ~ 42,000	31,500
農地法:3条許可申請	21,000 ~ 42,000	31,500
農地法:4条許可申請	63,000 ~ 105,000	84,000
農地法:5条許可申請	63,000 ~ 105,000	84,000
都市計画法:開発許可(分家)	210,000 ~ 420,000	315,000
同上(規制緩和条例の住宅)	210,000 ~ 315,000	273,000
都市計画法:建築許可(既存宅地)	168,000 ~ 273,000	210,000
業務系・住居系開発許可(規模大)	見積ります	
道路占用許可・道路使用承認申請	31,500 ~ 84,000	52,500
公共物用途廃止・普通財産売却申請	105,000 ~ 210,000	168,000
道路位置指定申請	63,000 ~ 210,000	105,000
法人設立:定款認証、各種届出 (株式・合名・合資・合同、LLP、NPO)	105,000 ~ 210,000	168,000
定款の変更		52,500
議事録作成		10,500
決算公告:インターネットによる公告 (ホームページ作成・開設・年間保守管理)	52,500 ~ 105,000	52,500
決算公告:2年目以降の公告 (年間保守管理を含む)		31,500
決算公告:ホームページ随時更新する場合 (年間保守管理を含む)		月額 5,250
宅地建物取引業免許申請(新規)知事		105,000
同上(更新)知事		63,000
建築士事務所登録申請(新規)	31,500 ~ 84,000	52,500
同上(更新)	21,000 ~ 52,500	31,500
古物商許可申請	31,500 ~ 84,000	52,500
旅館営業許可申請	105,000 ~ 525,000	210,000
飲食店営業許可申請	31,500 ~ 84,000	52,500
遺言書の起案、作成指導	52,500 ~ 105,000	52,500
遺言執行手続き	105,000 ~ 525,000	210,000
相続人、相続財産の調査	31,500 ~ 105,000	52,500
遺産分割協議書の作成	21,000 ~ 105,000	52,500

## その他の事項

- 1 納付手数料、県証紙、収入印紙代等は前納とします。
- 2 高額となる報酬は前納、中間、完了払いに分割とします。
- 3 遠隔地の申請代理、代行については別途料金の加算とします。

平成21年9月1日



群馬県行政書士会会員

朝倉行政書士総合事務所 行政書士 岩村 敏明

〒371-0811 群馬県前橋市朝倉町974番地 Tel.027-265-1512 Fax 027-212-1792

URL <http://www17.plala.or.jp/a-s-office/> e-Mail [a@sakura.plala.or.jp](mailto:a@sakura.plala.or.jp)